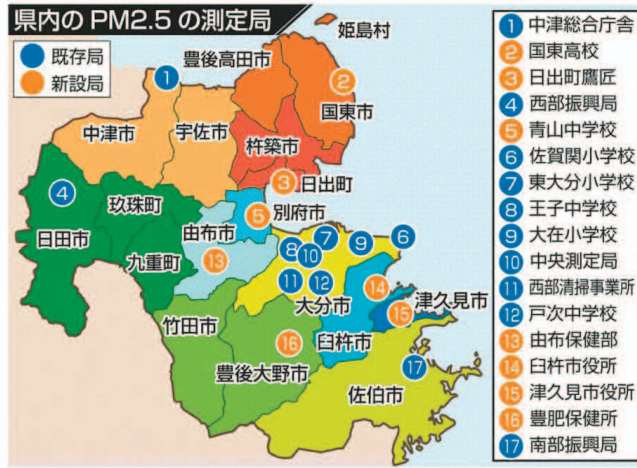


PM2.5の測定強化

微小粒子状物質PM2.5の飛散状況を細かく把握するため、大分県は測定局を新たに7カ所設け監視態勢を強化しました。



健康被害が懸念される微小粒子状物質PM2.5の飛散状況を細かく把握するため、県は測定局を新たに7カ所設け監視態勢を強化した。屋外での激しい運動や外出をできる限り減らすよう促す県独自の判断基準も見直し、より実態に即した注意喚起をすることで信頼性を高める。環境保全課によると、津、佐伯の3カ所に配置し、測定局は越境汚染に備え県大分市が設置する7カ所と境を中心に整備。日田、中合わせ計10カ所態勢で監視している。本年度、大気環境監視推進事業（総事業費約6800万円）の一環として、17カ所態勢を整え、昨年12月16日から運用を開始。既存の大気測定局を改良した他、由布と国東両市では測定局自体を新設し光化学オキシダントや窒素酸化物（NO_x）なども観測する。

県、7カ所増やし全域カバー

PM2.5
髪の毛の太さの30分の1ほどの粒子。肺の奥まで入り込みやすく、呼吸器や循環器系の病気の原因となることがある。発生源は排ガスやばい煙、細かい砂などさまざま。大陸からの飛来が多く、県内では偏西風に乗って秋口から梅雨時が特に増えやすい。

注意喚起 判断基準を見直し

観測カバーエリアも県内全域となり、同課は「きめ細かい観測ができるようになった」とする。国は注意を呼び掛ける暫定指針を1日平均で大気1μm³当たり70個体を超えに増えた場合に備えて、午後1時以降は新たに定めた。県はこれまで、蓄積データが少ないことを理由に国より厳しく判断基準を設定し、注意喚起してきた。県の判断基準を設けた2013年3月以降、計5回注意喚起を出したものの、国の暫定指針を超えたこと一度もなかった。結果として県の基準は厳しいもの。

測定値は県のホームページで公表し、注意喚起は防災メールや防災無線などで告知する。同課は「いろいろな形で情報を届けているので、普段の生活で活用してもらいたい」と話している。



由布大気時監視測定局内のPM2.5などの大気中の物質を測定する装置を説明する県中部保健所由布保健部職員（由布市内町）

(2015年1月6日朝刊19面)

①PM2.5とは、どのぐらいの大きさの粒子でしょう。毛髪と比べると？

.....

.....

.....

.....

②注意を呼び掛ける国の暫定指針の値は何でしょう。

.....

.....

.....

.....

③注意喚起された場合は、どのような対処が必要ですか。調べてみよう。

.....

.....

.....

.....